

会 見 年 月 日	令和4年2月14日（月曜日）
担 当 課	建設部都市計画課
問い合わせ先	電話：0791-43-6827 （内線：2207・2208） FAX：0791-43-6974 （担当者名：長棟・金礪）

赤穂市耐震改修促進計画の一部改定について

1. 趣 旨

赤穂市耐震改修促進計画の一部改定の広報

2. 内 容

（1）計画改定の趣旨

令和2年度に実施された兵庫県耐震改修促進計画の中間検証を踏まえ、本市の耐震化率や施策の実施状況の確認を行い、耐震化目標の達成に向け更なる取組を推進するため、赤穂市耐震改修促進計画を改定しました。

（2）計画改定による主な変更点

- ①住宅及び多数利用建築物の耐震化率の更新
- ②施策の実施状況を追加
- ③赤穂市住宅耐震化緊急促進アクションプログラムの位置づけを追加
- ④その他（各種データや図等の更新）

3. その他

計画書は、市ホームページ、及び都市計画課で閲覧できます。

赤穂市耐震改修促進計画の概要

1 計画の概要

- (1) 計画改定の趣旨 2020 年度（令和 2 年度）に実施された兵庫県耐震改修促進計画（以下「県計画」という）の中間検証を踏まえ、本市の耐震化率や施策の実施状況の確認を行い、耐震化目標の達成に向け更なる取組を推進するため、赤穂市耐震改修促進計画（以下「本計画」という）を改定（2021 年（令和 3 年）12 月）。
- (2) 計画の位置付け 耐震改修促進法第 6 条第 1 項の規定により、県計画に基づき定める。
- (3) 計画の目標年次 2025 年度（令和 7 年度）

2 住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

① 住宅・多数利用建築物の耐震化率

2025 年度（令和 7 年度）における住宅・多数利用建築物の耐震化率 97%を目指す。
なお、多数利用建築物の用途・規模別耐震化率の目標は図 2 のとおりとする。

図 1 住宅の耐震化の現状と目標

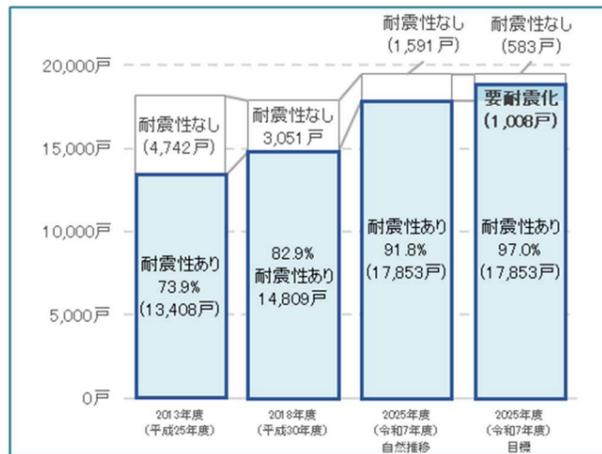


図 2 多数利用建築物の耐震化の現況と目標

区分	(2021)R3 現況	(2025)R7 目標
庁舎	100%	100%
学校・病院・福祉施設	95%	100%
その他施設	85%	95%
賃貸住宅	96%	97%
全体	91%	97%

- ※ 耐震化率：すべての建築物の中で、耐震性がある建築物（新耐震基準建築物、耐震診断で耐震性ありと判定された旧耐震基準建築物、耐震改修を実施した建築物）の割合
- ※ 新耐震基準建築物：1981 年（昭和 56 年）6 月 1 日以降に着工した建築物
- ※ 旧耐震基準建築物：1981 年（昭和 56 年）5 月 31 日以前に着工した建築物
- ※ 多数利用建築物：耐震改修促進法第 1 4 条第 1 号に掲げる建築物
(用途) 学校、体育館、病院、劇場、ホテル、旅館、物販店、飲食店、福祉施設等
(規模) 大規模多数利用建築物：一部の用途を除き、階数 3 以上かつ 5,000 m²以上
中規模多数利用建築物：一部の用途を除き、階数 3 以上かつ 2,000 m²以上
小規模多数利用建築物：一部の用途を除き、階数 3 以上かつ 1,000 m²以上

② 住宅の耐震化にかかる意識啓発活動

住宅の耐震化に係る意識啓発活動について、耐震性がない住宅 4,742 戸（2013 年度（平成 25 年度）戸数）すべてに対して「草の根意識啓発活動」を実施した。今後も耐震化の目標達成のため、赤穂市住宅耐震化緊急促進アクションプログラムに基づき取組を行う。

③ 市有建築物の耐震化

市は、これまで学校等の災害上重要な役割を果たす建築物の耐震化に取り組み、2021 年（令和 3 年）9 月 30 日時点における多数利用建築物（公共）の耐震化率は約 98%で、県計画の目標 97%を既に達成している。残りの市が保有する多数利用建築物についても早期の耐震化に取り組みとともに、多数利用建築物に該当しない小規模な建築物等についても、耐震化を推進する。

3 住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

① 耐震化を促進するための取組方針

耐震化率の目標を達成するためには、所有者が地震災害対策を自らの問題として考え、さらに地域全体の問題として主体的に取り組む必要があり、市は耐震化にかかる費用負担の軽減支援策、安心して耐震改修を行うことができる環境整備、大地震時に備えた建築物等の予防策に取り組む。
また、特に住宅については、赤穂市住宅耐震化緊急促進アクションプログラムを策定し、毎年度、耐震改修等に係る支援目標を設定するとともに、実施・達成状況を把握、検証、公表し、住宅の耐震化をより強力に推進する。

② 耐震化支援策の推進

(1) 住宅の簡易耐震診断の推進

旧耐震基準の住宅所有者に対しては、市が派遣する「簡易耐震診断員」による住宅の簡易耐震診断により、耐震化への動機付けを行う。

(2) 耐震改修促進事業の推進

簡易耐震診断で耐震性が不足すると判定された住宅について、市は、耐震改修計画策定費や耐震改修工事費、建替工事費の補助を実施。多額の費用負担が困難な場合等には、比較的 low コストで地震対策が可能な部分型改修工事費や防災ベッド等設置費の補助を実施。

(3) 耐震改修促進税制の周知

(4) 住宅耐震改修工事利子補給事業の周知

(5) バリアフリーリフォーム補助との連携

(6) 多数利用建築物(民間)の耐震診断の推進

③ 安心して耐震改修を行うことができる環境整備

(1) 相談体制の充実（市窓口の充実、県やひょうご住まいサポートセンターとの連携等）

(2) 耐震診断員の活用

(3) 住宅改修業者登録制度の周知

④ 大地震時に備えた建築物等の予防策

(1) 被災建築物応急危険度判定体制の整備

(2) 地震時のブロック塀の総合的な安全対策等の推進

(3) 県住宅再建共済制度（フェニックス共済）への加入促進

⑤ 地震発生時に通行を確保すべき道路の指定

県と連携した耐震化の必要な沿道建築物の実態把握、必要に応じた指定の検討

4 地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

(1) 住宅耐震化緊急促進アクションプログラムに基づく取組

パンフレットの配布、ホームページ等による情報発信により、市民や事業者、関係団体等に対して広く周知していくほか、赤穂市住宅耐震化緊急促進アクションプログラムに基づき、相談会等の開催やポスティングによる働きかけなど、住宅所有者に対して直接的に耐震化を促す取組を行う。

(2) 揺れやすさマップ等の活用

(3) 自治会や関係団体との連携

5 法による耐震性確保等のための措置に関する事項

(1) 特定行政庁である県と連携した、法に基づく指示・指導等と勧告・命令等

住宅・建築物の安全性耐震性を確保するため、具体的な取組方針に基づき、県と連携する。